

少子化対策の抜本強化について

【担当省庁：内閣府、厚生労働省、文部科学省】

1 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減させるため、以下の施策を講じていただきたい。

【幼児教育無償化に係る対象世帯の拡大】

- 2019年10月から実施を目指す旨閣議決定された「**幼児教育の無償化**」については**確実に実施**していただきたい。

また、0～2歳児については住民税非課税世帯のみが対象とされているが、**全ての0～2歳児について無償化の対象**としていただきたい。

喫緊には、**児童のいる世帯の平均所得金額（平成27年約700万円）の世帯まで無償化対象を拡大**していただきたい。

【子どもの医療費助成の拡充】

- 子どもの医療費助成については、子どもを安心して産み育てられる環境整備の観点から、**全国の8割以上の市町村が中学生までを対象に助成を実施している状況に鑑み、ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化**していただきたい。

また、医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、平成30年度より未就学児の医療費助成分を廃止いただいたが、**市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃**していただきたい。

京都府の担当課	健康福祉部 こども総合対策課(075-414-4631) 医療保険政策課(075-414-4576) 文化スポーツ部 文教課(075-414-4516)
---------	---

■経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）

- ・3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化
- ・0歳から2歳児については、住民税非課税世帯を対象として無償化
- ・2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す

■幼児教育無償化の対象世帯拡大（イメージ）

: 政策パッケージの無償化予定部分
 : 既に国制度で無償化されている部分
 : 府が独自に無償化している部分

年齢		住民税非課税世帯	年収約360万円未満	年収約470万円未満	年収約640万円未満	年収約930万円未満	年収約1,130万円未満	年収約1,130万円以上
3～5歳	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
0～2歳	第1子							
	第2子							
	第3子以降							

今回要望部分

▲ 平均所得約700万円

■児童のいる世帯の平均所得金額 707.8万円

※平成27年1月1日から12月31日までの1年間の所得（平成28年国民生活基礎調査）

■京都府の子どもの医療費助成の状況（中学生まで対象：H30年度予算 2,027,712千円）

対象年齢	京都府の取組	国の制度
自己負担の上限額	中学校卒業まで 入院 200円/月・医療機関 通院3歳未満：200円/月・医療機関、3歳以上：3,000円/月	制度無し

■全国市町村の医療費助成の実施状況

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体	全都道府県
都道府県	小学校就学前を対象にしている団体	26道県
	小学生以上も対象にしている団体	15都府県
	子どもの医療費助成を実施している団体	全市町村
市町村	小学校就学前を対象にしている団体	入院 1,718 (100.0) 通院 1,718 (100.0)
	小学生まで対象にしている団体	入院 1,688 (98.2) 通院 1,530 (89.0)
	中学生まで対象にしている団体	入院 1,584 (92.2) 通院 1,380 (80.3)
	中学生まで対象にしている団体	入院 1,584 (92.2) 通院 1,380 (80.3)

■平成28年度府内市町村における減額調整措置の影響額（府集計による概数）

	子ども医療費分		その他		計	
	(億円)	就学前分	(億円)	就学前分	(億円)	就学前分
子どもの医療費助成	1.1	0.6	—	—	1.1	0.6
ひとり親家庭の医療費助成	—	—	1.4	0.2	1.4	0.2
障害児(者)の医療費助成	—	—	6.0	0.0	6.0	0.0
高齢者の医療費助成	—	—	2.8	—	2.8	—
	1.1	0.6	10.2	0.2	11.3	0.8

2 待機児童解消に向けた子育て支援制度の充実

待機児童解消を図るためには、保育士、幼稚園教諭が長く働き続けられるような職場環境の改善が必要であることから、以下の施策を講じていただきたい。

- **保育士、幼稚園教諭の給与については、全職種の平均給与と比べても150万円も低い水準であり、人材確保に向けて、まずは、同年齢層の全職種の平均年間給与水準に見合う程度の給与改善が確実に実施されるよう必要な財源を確保いただきたい。**
- **広く社会全体に対して保育や教育の仕事への理解と魅力を発信していく取組を支援していただきたい。**
- **現行の保育士修学資金貸付事業については、府内保育士養成校卒業者の半数以上が4年制大学の卒業者であることから、貸与期間を2年間から4年間に拡充していただきたい。**

■京都府の求人倍率は、保育士は約3.2倍、幼稚園教諭は約2倍となっている。

保育士	幼稚園教諭	全職種
3.22倍	2.03倍	1.62倍

※出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（平成30年3月分）

■保育分野における人材不足の原因・理由

- ▶ 保育士として就業を希望しない主な理由
 - ・賃金が希望と合わない（47.5%）
 - ・休暇が少ない・取りにくい（37.0%）

※平成25年厚生労働省調査

■全職種と保育士、幼稚園教諭の給与差の状況

▶ 保育士、幼稚園教諭の給与は年間で約150万円低い状況

	平成29年	平成28年	前年度増減
全体	491.2万円	489.9万円	1.3万円
保育士	342.1万円	326.8万円	15.3万円
差額	149.1万円	163.1万円	▲14.0万円
幼稚園教諭	341.7万円	339.3万円	2.4万円
差額	149.5万円	150.5万円	▲1.0万円

※出典：厚生労働省 平成28、29年賃金構造基本統計調査

■国の保育士修学資金貸付事業

（保育人材確保のための総合的な対策（平成30年度予算 144億円）の内訳）

現行の国の制度

拡充イメージ

貸付対象	府内の保育士養成校に在学する方	同左
貸付期間	2年間	4年間
貸与額	・学費 5万円/月 ・入学準備金 20万円以内 ・就学準備金 20万円以内	同左
返還免除	卒業後1年以内に保育士登録を行い、府内の保育所等において5年間従事した場合	同左

※府内の貸付実績：28年度：29名、29年度：61名

■平成28年度京都府内の指定保育士養成校卒業者数1,929人（うち、修業年限4年 1,094人）
（うち、保育士資格取得者 1,312人）

■京都府の保育士修学資金貸付事業（国制度へ上乘せ）（平成30年度6月補正予算 4,800千円）
京都府独自に、4年制大学生に対し、国の制度に上乘せして2年分の学費相当分を貸付
＜返還免除要件（4年間の貸付を受けた場合）＞
卒業後1年以内に保育士登録を行い、府内の保育所等において10年間従事すること

- 放課後児童クラブは、共働き家庭等の子どもを預ける受け皿として重要な役割を果たしている。女性の就業率の上昇等により今後ますます必要になることから、**地域の実情に応じた放課後児童クラブが安定的に運営できるよう、国庫補助要件を下記のとおり見直していただきたい。**

- ① **長時間開所加算要件（平日1日6時間超、18時超）を緩和**
- ② **へき地等を除いて児童数が10人以上の場合に補助対象とされているが、人数要件の撤廃など人口減少地域等にある小規模クラブも補助対象に追加**
- ③ **放課後児童支援員の安定的な確保に向けて、処遇改善に必要な財源を確保されたい。**

3 不妊治療と仕事の両立支援

女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備とあわせて、仕事と不妊治療の両立、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない支援が重要であることから、以下の施策を講じられたい。

- **国制度の体外受精、顕微授精及び男性不妊の所得制限を撤廃し、京都府が独自に助成している人工授精や不育症（習慣性流産等）治療を給付対象に**していただきたい。
- **働きながら不妊治療を受けられる環境整備に向け、従業員に対するサポート体制の整備にかかる企業への働きかけや、地方における相談体制整備に対し、財政的支援を行っていただきたい。**

- **放課後子ども総合プラン（平成26年7月策定）**
共働き家庭等の「小1の壁」※を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備
※小1の壁：保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得なくなる状況のこと
- **新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）**
「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。

- **国の放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金（平成30年度予算 1,188億円）の内数）**
▶ **主な補助要件**
＜長時間開設加算＞
平日6時間を超え、かつ18時を超えて開所するクラブに対し、通常の運営費補助に加え、延長時間に応じて加算
＜児童の数が10人未満の場合であっても、下記の場合は補助対象に追加＞
① 山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
② ①の他に当該放課後児童健全育成事業実施を必要と厚生労働大臣が認める場合
＜放課後児童支援員の処遇改善＞
・放課後児童支援員等処遇改善等事業（18時半以降の開設、家庭・学校等との連絡体制等に必要な職員配置にかかる経費の補助）
・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（経験等に応じた処遇改善）

■ 不妊治療助成の状況

	国の制度 (平成30年度予算 160億円)	京都府の制度(平成30年度予算 308,737千円)		
	不妊治療	国制度分 特定不妊治療	府単独事業 一般不妊治療 不育症治療	
対象治療	体外受精、顕微授精 (男性不妊治療を含む)	同左	人工授精治療 人工授精	ヘパリン治療等に よる保険適用治療
給付内容	上限15万/回(初回30万) 男性:上限15万/回	同左 男性:上限20万/回	自己負担の1/2 一般:上限10万/年 (保険適用のみは6万/年) 不育症:10万/回	
助成回数	39歳以下:6回 40歳以上:3回	最大10回	制限なし	
所得制限	夫婦合算730万円未満	同左 (男性不妊を除く)	制限なし	

平成29年度特定不妊治療・申請実人数 1,710人（内、妊娠された方 1,051人）(京都市含む)
平成29年度一般不妊治療・申請実人数 3,211人（内、妊娠された方 979人）(京都市含む)

- **不妊治療と仕事の両立に関する厚生労働省調査（平成30年3月）**
＜調査結果概要＞
・**不妊治療をしたことがあると答えた人のうち、不妊治療と仕事の両立ができずに退職した方は16%**

- **経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）**
女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育児・家事への参加促進、育児休業取得の円滑化、**仕事と不妊治療の両立、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない支援、様々なハラスメントの防止策等を総合的に推進する。**

- **京都府の不妊治療と仕事の両立に関する相談体制（平成30年度6月補正予算 500千円）**
▶ **京都ピアサポートセンター（京都テルサ）に設置している「妊娠出産・不妊ほっとコール」において、不妊治療と仕事の両立に悩む従業員への相談対応ができるよう専門相談員を配置**
・相談体制：月1日、4時間
→より多くの相談に応じるために、相談体制を充実させることが必要